

## 第一百五十七号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第二号及び第四号に掲げる特別職の職員」を「常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員」に、「七十万三千円」を「七十三万二千円」に改め、同条第二項中「六十四万円」を「六十五万七千円」に改め、同条第三項中「八十三万円」を「八十五万円」に改める。

第十七条第一項中「第二条第十八号に掲げる特別職の職員」を「附属機関の構成員その他の臨時又は非常勤の職員」に、「二万八千円」を「二万八千七百円」に、「当該特別職の職員」を「当該臨時又は非常勤の職員」に、「五十九万四千円」を「六十一万円」に、「九十万円」を「九十二万円」に改め、同条第二項中「五万八千円」を「五万九千五百円」に、「八十六万円」を「八十八万三千円」に改める。

別表第一中

月額	一、〇二〇、〇〇〇円
月額	九一〇、〇〇〇円
月額	八四〇、〇〇〇円

を

月額	一、〇四〇、〇〇〇円
月額	九三〇、〇〇〇円
月額	八六〇、〇〇〇円

に改める。

別表第二中

を

に改める。

(施于期日) 附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(調整規定)

2 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例は、この条例によつてまず改正され、次いで仙台市職員の旅費等に関する条例（令和七年仙台市条例第 号）附則第八項の規定又は特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（令和七年仙台市条例第 号）第二条の規定によつて改正されるものとする。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、議員報酬並びにその他の特別職の職員の給料及び報酬の額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第一百五十八号議案

### 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）別表第一行政職給料表の適用を受ける職員（第九条において「一般職の職員」という。）の例により算定した額とする」に改め、同項各号を削る。

別表中「一、三一〇、〇〇〇円」を「一、三四〇、〇〇〇円」に、「一、〇一〇、〇〇〇円」を「一、〇四〇、〇〇〇円」に、「八三〇、〇〇〇円」を「八五〇、〇〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

#### 理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の給料月額等を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。